

告 示

埼玉県告示第八十四号

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成七年埼玉県告示第七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県の機関」の下に「及び公立大学法人埼玉県立大学」を、「改正された協定」の下に「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

第二条に次の一項を加える。

- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

この告示は、平成三十一年二月一日から施行する。